

# 奈良県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

## 一 退任役員の役名、氏名及び住所

役名	氏名	住所	退任番号
理事	中井 勝彦	葛城市北花内二四一―五	
〃	長水 仁和	〃	六九六
〃	吉川 裕彦	〃	五四八
〃	井上 博之	〃	五四三
〃	芳村 雅史	〃	三七七
〃	松村 泰徳	〃	四〇二
〃	中島 太一	〃	四六二
〃	吉川 正眞	〃	三七五
〃	林 英三	〃	一一五
〃	吉川 雅三	〃	一四七―九
監事	中井 謙之	〃	四七二
〃	生野 辰幸	〃	五〇八

## 二 就任役員の役名、氏名及び住所

役名	氏名	住所	就任番号
理事	吉川 裕彦	葛城市北花内五四八	
〃	中島 太一	〃	四六二
〃	林 英三	〃	一一五
〃	生野 辰幸	〃	五〇八
〃	芳村 雅史	〃	三七七
〃	松村 泰徳	〃	四〇二
〃	長水 仁和	〃	六九六
〃	吉川 正眞	〃	三七五
〃	吉川 雅三	〃	一四七―九
〃	吉川 知成	〃	二七六

〃 〃 監事

龍水 井上 中井  
潤一 博之 謙之

〃 〃 〃

五二八―八 五四三 四七二